

# 「アクション・プログラムの骨格」の具体化について

自治省消防庁予防救急課 国際規格対策官 小林 恭一

去る9月22日にニューヨークで開かれた先進五ヶ国蔵相会議(G5)の成功により、為替基調が突然円高に変化した昨今であるが、「この程度の円高(10月9日現在、1\$ 214円)では、あいかわらず大幅な輸出超過が続き、今年度末の貿易収支は500億ドル近くに上る」と予想する調査機関もあるように、世界中の日本批判の芽が依然として残っている中、アメリカ議会の対日報復法案の帰趨が注目され、一方イギリスを初めとするEC諸国の対日非難もいっそうに衰える様子が見えないなど、我が国を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

このような中で、日本政府としては、内需拡大等の一連の施策を打ち出す一方、去る7月30日に発表した「アクション・プログラムの骨格」を早急に実施に移しつつある。

去る9月30日にはアクション・プログラム実行推進委員会(自治省委員 石原事務次官)が開かれ、別添のような内容が決定された。

決定内容のうち主なものは次のとおりである。

- 1 規格・基準の制定又は改正に係る透明性の確保に関する指針
- 2 標準的事務処理期間について
- 3 基準・認証制度の創設等の取扱い
- 4 非政府機関の基準・認証制度の総点検等に関するガイドライン
- 5 基準・認証、輸入プロセスに関するアクション・プログラム骨格の具体化及び早期実施について

消防庁としては、このような政府の方針に従い、「アクション・プログラムの骨格」の内容を順次実施に移して来ていることは別添にも示しているとおりであるが、特に「自己認証制への一部移行」については、10月14日から始まる臨時国会に、他省庁の基準・認証制度の改正等と一括して法律の改正案を提出する予定で、現在鋭意作業を行っているところである。

自己認証制度は、これまでの検定制度から、

政府方針に基づいて、一部とは言え、考え方を大きく変更するものであるので、法律の改正後直ちに実施に移せるものではなく、政令、省令の改正を初め、制度的な基礎を整備するための細かい検討が今後必要になってくるものであるが、順調にいけば年内には法律改正ができ、制度のアウトラインが姿をみせることになる。

(別添 1)

## 規格・基準の制定又は改正に係る透明性の確保に関する指針

規格・基準の作成過程における透明性を確保するため、原案作成過程において、案を提示しつつ、外国人を含む関係者から意見の聴取を行う機会を設けるほか、すべての審議会、審議会の専門委員会等で、規格・基準の制定又は改正に関する原案を作成する過程において、常に、外国関係者が参加ないし出席し、意見をのべるができることとする。その実施要領は下記のとおりとする。

記

### I. 原案の提示及び意見聴取の機会の設置

1. 規格・基準の設定又は改正に関する原案作成過程において、案を提示しつつ、外国人を含む関係者から意見の聴取を行う機会を設けることとし、下記II 3. (2)の方法に従って次の事項に関して公示を行うものとする。

- (1) 規格・基準の名称又は概要
- (2) 原案の提示方法
- (3) 意見聴取の機会の設置方法
- (4) 担当窓口

2. かかる公示に当たっては、規格・基準の原案作成段階において、外国関係者の意見聴取につき十分な機会が与えられるよう配慮するものとする。

## II. 審議会等への外国関係者の参加等

### 1. 外国関係者の範囲

①外国籍を有する者、②日本国籍を有する者で外資系企業に勤務するもの等

### 2. 参加等を認める審議会等

規格・基準の制定又は改正について検討を行うすべての審議会等（各省庁の委託を受けて規格・基準の原案等の策定を行う民間団体に設置される検討委員会等を含む。以下同じ。別紙参照）

### 3. 参加等に関する事前公示

#### (1)公示の内容

- ①規格、基準の名称又は概要
- ②審議会等の名称
- ③検討のスケジュール
- ④参加等を認める国関係者
- ⑤外国関係者の参加等の形態
- ⑥外国関係者の参加等のための手続き
- ⑦担当窓口

#### (2)公示の方法

- ①緊急の事由のある場合を除き、各省庁の広報誌（民間団体で検討が行われるものにあつては当該団体の広報誌を含む。）又は官報への掲載により行う。
- ②可能な限り関係国在日大使館又は関係在日外国商工会議所へ通知する。
- ③その他必要に応じて記者発表、業界紙への掲載、関係業界への通知等により行う。

#### (3)公示の時期

緊急の事由のある場合を除き、審議会の最初の開催日（あらかじめ参加等を認める日が決まっている場合にあつては当該日）の3週間前までに行う。

### 4. 参加等の形態

委員、特別委員、専門委員等（以下「委員」という。国家意思の形成に参画する委員等にあつては日本国籍を有する者に限る。）又は意見陳述人

### 5. その他

外国関係者の意見については、その処理結果につき意見陳述者に連絡するものとする。

(別紙)

審議会等の名称	関係法令名
1 消防機器等規格検討委員会	消防法

(別添 2)

## 標準的事務処理期間について

60・9・30

1. 市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格（昭和60年7月30日）に基づき、各認証手続きについて、可能な限りその簡素化・迅速化を図るとともに、各手続き毎に、標準的な事務処理期間を定め、当該期間内に処理できない場合には、その旨及びその理由を申請者に示すこととする。
2. 各省庁において定めた標準的事務処理期間は、別添のとおり（認証手続のないものを除く26法律、276項目）である。
3. 各省庁は、各手続きの処理に当たっては、標準的事務処理期間内にあつてもできる限り速やかに行うものとする。
4. 標準的事務処理期間については、国際的水準等を勘案しつつ、必要に応じて見直すものとする。
5. 別添の標準的事務処理期間は、備考欄に例外的な計算方法が記載されている場合を除き、各省庁の所管部局（都道府県その他の機関が許可等の処分を行うとされているものにあつては当該機関）が申請を受理した日から許可等の処分（却下処分等を含む。）を行う日までの期間について定められたものである。ただし、申請書類の不備の補正に要する期間、申請者において検査を受ける準備に要する期間及び照会事項に対して申請者から回答がなされるまでの期間は含まない。（事務処理期間が法定されている場合は、その計算方法による。）

(別 添)

## 標準的事務処理期間

省庁名	制 度	標準的事務処理期間	備 考
自治省	1.消防用機械器具等の型式承認 (消防法)	(1)漏電火災警報器 4か月 (2)一斉開放弁 4か月 (特殊な構造を有するものは 5か月) (3)金属性避難はしご 4か月 (特殊な構造を有するものは 5か月) (4)緩降機 4か月 (特殊な構造を有するものは 5か月) (5)消防ホース 4か月 (ゴム引きについては 5か月) (6)結合金具 4か月 (7)消防用吸管 4か月 (8)動力消防ポンプ 4か月 (特殊な構造を有するものは 5か月) (9)消火器 6か月 (10)消火器用消火薬剤 6か月 (11)泡消火薬剤 6か月 (12)感知器 6か月 (複合式のもの等特殊なものは 8か月) (13)中継器 6か月 (R型、GR型受信機に接続するもの等は10か月) (14)受信機 6か月 (R型、GR型の場合は 10か月) (15)閉鎖型スプリンクラーヘッド 6か月 (16)流水検知装置 6か月	
	2.消防用機械器具等の個別検定 (消防法)	受検希望日から10日以内	

(別添 3)

### 基準・認証制度の創設等の取扱い

(60・9・30)

1. 国の法令等に基づく基準・認証制度の創設 (既存制度の拡大・強化(注)を含む。以下同じ。) は原則として行わないものとする。
2. ただし、例外的にこれを行う場合においてはその必要性及び当該制度の内容が妥当なものであるか否かを以下のような手続きにより

厳正に審査するものとする。

- (1) 基準・認証制度の創設を行おうとする場合、制度を所管する省庁は、予め、別紙様式(例)により当該制度の概要、必要性、国際条約等に基づく統一された基準・認証制度との関係又は諸外国における類似の制度との比較、対象となる製品の輸入に与える影響についてアクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会の事務局である内閣官房に連絡する。

内閣官房は、アクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度部会の関係局長会議を経て、同部会にこれを付議する。同部会は、我が国市場へのアクセスに与える影響という観点から厳正にこれを審査する。

- (2) ただし、①国際条約に基づき、その実施が義務付けられている基準・認証制度を創設する場合及び既存制度のうち過去5年間にわたり対象製品の輸入実績がなく（制度の存在自体が輸入を阻害している場合を除く。）、かつ、外国等から当該制度に関する改善方の要望が出されておらず、また、当面それが予想されない制度の変更の場合には、その旨を確認の上、原則として内閣官房限りで処理することとする。②既存制度の拡大・強化のうち、技術進歩等に伴う規格・基準の項目増加等については、我が国市場へのアクセスに与える影響の程度に応じて同部会への付議を省略し、関係局長会議若しくは関係課長会議限りで又は内閣官

房限りで処理することができることとする。

- (3) なお、内閣官房は制度を所管する省庁から上記連絡を受けた後速やかにその処理を図る。原則として、①については1週間以内、②については2週間以内、それ以外については1か月以内に処理を終了することとし、この期間内に処理しえない場合には、その旨を明らかにする。

3. 制度を所管する省庁は、アクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会の審査を受けた後ガット通報等の手続きをとるものとする。

(注) 既存制度の拡大・強化とは、対象品の増加、規格・基準の項目増加又は強化等を含む。既存制度の変更を行おうとする際、これが制度の拡大・強化に該当するか否かが不明の場合、当該制度を所管する省庁はその旨内閣官房に申し出ることとする。

(別紙様式(例))

## 〇〇〇〇〇〇制度の創設(拡充・強化)

〇 〇 省

1. 〇〇〇〇〇〇制度(の拡充・強化)の概要	
2. 制度の創設(拡充・強化)の必要性	
3. 国際条約等に基づく統一された基準・認証制度との関係又は諸外国における類似の制度との比較	
4. 制度の創設(拡充・強化)が対象となる製品の輸入に与える影響	

(別添 4)

## 非政府機関の基準・認証制度の総点検等に関するガイドライン

1. 各省庁は、外国産品の我が国市場へのアクセスの改善を図るため、所管の特殊法人、認可法人及び公益法人他所管分野の民間団体（以下「所管の非政府機関」という。）の基準・認証制度について、このガイドラインの定めるところにより、総点検及び改善指導（以下「総点検等」という。）を行うものとする。

### 2. 総点検等の対象範囲

総点検等の対象範囲は、次に掲げる基準・認証制度とする。ただし、過去5年間にわたり輸入実績がなく（制度の存在自体が輸入を阻害しているため、輸入実績がない場合を除く。）、かつ、外国から改善の要望が出されおらず、また、当面これが予想されないものを除く。

(1) 産品を対象とする基準・認証制度

(2) 施設、設備等を対象とする基準・認証制度で、その効果として当該施設、設備等の構成要素である産品につき一定の基準を要求するもの

### 3. 総点検等の視点

(1) 特殊法人及び認可法人の基準・認証制度並びに公益法人及び民間団体の基準・認証制度で当該基準・認証制度について補助金を交付する等国の関与の度合いが強いものについては、市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格（昭和60年7月30日政府・与党対外経済対策推進本部決定）各論第3章別紙2の1（既存の基準・認証制度の総点検と改善）に定める基本的考え方（内外無差別の確保を含む。）に準じて、総点検等を行う。

(2) (1)以外の非政府機関の基準・認証制度については、外国産品が我が国市場において競争上不利な扱いとならないよう、次に掲げる事項に配慮して基準・認証制度の改善及び適切な運用を図るとの視点に立って、総点検等を行う。

### ① 内外無差別の確保

イ. 外国産品供給者による直接申請及び証明取得

ロ. 検査方式についての内外無差別の確保

### ② 透明性の確保

イ. 基準・認証制度に関する説明書の作成及び公開

ロ. 内外の具体的要請に対処する窓口の設置

ハ. 基準の原案作成過程における外国人等からの意見聴取機会の設定

ニ. 基準の原案作成の検討予定についての業界誌等による内外関係者への周知

### ③ 外国検査データの受入れ、外国検査機関の積極的活用

### ④ 基準の明確化、国際基準への整合化

### ⑤ 認証手続の簡素化・迅速化

### 4. 総点検等の手順

#### (1) 総点検及び改善指導

各省庁は、所管の非政府機関の基準・認証制度について総点検を実施し、遅くとも昭和61年度から必要な改善が実施されるよう当該非政府機関を指導するものとする。

#### (2) 部会への報告等

各省庁は、(1)による総点検及び改善指導の結果を別記様式により昭和61年3月15日（土）までに内閣官房へ提出するとともに、3月末までにアクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会に報告するものとする。

### 5. 基準・認証制度の創設

各省庁は、所管の非政府機関で上記3(1)に規定するものにあつては基準・認証制度の創設（既存制度の拡充・強化を含む。以下同じ。）を原則として行わないよう、また、例外的にこれを行う場合においても上記3(1)の基本的考え方に準じて行うよう、その他の非政府機関にあつては基準・認証制度の創設を行う場

合には上記3(2)の視点に立って行うよう、それぞれ当該非政府機関を指導するものとする。

(別添 5)

60・9・30

## 基準・認証、輸入プロセスに関するアクション・プログラム骨格の具体化及び早期実施について

1. 基準・認証、輸入プロセスに関するアクション・プログラム骨格において措置することとした88項目のうち、既に措置内容又は実施のタイムスケジュールが明確な52項目以外の36項目について別紙のとおり内容の具体化及び実施時期の明確化を行うこととする。
2. この結果、88項目のうち、65項目（4分の3）が1年以内に措置されることになる。
3. なお、今回の明確化により、3年以内に措置することとされていた19項目のうち9項目は前倒しで実施される。

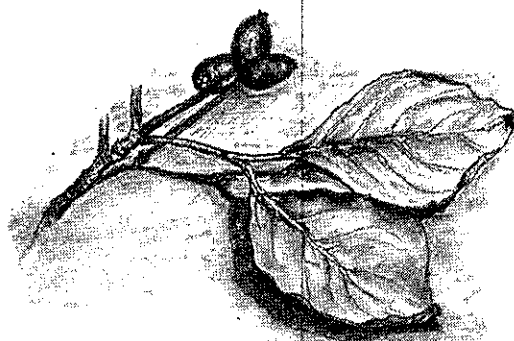
(参 考)

スケジュール	アクション・プログラム骨格上の項目数		今回の明確化後の項目数	
(1) 1年以内に措置するもの	61	(69%)	65	(74%)
(2) 2年以内に措置するもの	8	(9%)	11	(13%)
(3) 3年以内に措置するもの	19	(22%)	12	(14%)
合 計	88	(100%)	88	(100%)

(別紙)

## 基準・認証、輸入プロセスに関するアクション・プログラム骨格の 具体化及び早期実施

アクション・プログラム 骨格に掲げた措置の概要	タイムスケ ジュール	具 体 化 の 内 容
<p>I. 基準・認証制度に関する改善措置 政府介入の縮小のための措置</p> <p>1. 基準・認証制度の適用対象品目の 縮小 (自治省)</p> <p>○展示用繊維板等防災規制の対象品 目を2割程度削減する。 (消防法)</p> <p>2. 政府認証から自己認証への移行 (自治省)</p> <p>○消防ポンプ等消防用機械器具等の 検定制度の対象品目の1割程度に ついて自己認証への移行を検討す る。 (消防法)</p>	<p>1年以内</p> <p>1年以内</p>	<p>展示用繊維板及び舞台において使 用する大道具用の繊維板を防災規制 の対象品目から除外する。</p> <p>動力消防ポンプ及び消防用吸管に ついて自己認証へ移行する。</p>



山法師 (別名山桑)